

## 特約条項

### 1 中間前金払を適用する。

この場合において、工事請負契約書第37条は適用しない。ただし、会計年度を超えて施工する必要のある工事(繰越明許費又は債務負担行為に係る工事)について、各年度末等における支払のために部分払をする必要がある場合に限り適用するものとする。

### 2 部分払を適用する。

この場合において、工事請負契約書第34条第2項は適用しない。

(注) 契約の締結に当たって、上記2つの条項のうち、請負者が選択しないものを2本線により削除すること。  
本特約による選択は、工事の施工期間中において、いかなる場合にも変更又は取り消すことができない。